

## 令和3年第2回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和3年6月17日(木) 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書  
議第47号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第48号 村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議第49号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について  
議第50号 村上市さんぽく会館改修増築(建築本体)工事の工事請負契約の締結について
- 4 出席委員(7名)
- |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 昌 君   | 2番 | 木 村 貞 雄 君 |
| 3番 | 本 間 善 和 君 | 4番 | 高 田 晃 君   |
| 5番 | 佐 藤 重 陽 君 | 7番 | 河 村 幸 雄 君 |
| 8番 | 小 杉 武 仁 君 |    |           |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員(1名)  
川 村 敏 晴 君
- 7 傍聴議員(6名)
- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 菅 井 晋 一 君 | 富 樫 雅 男 君 | 稲 葉 久美子 君 |
| 姫 路 敏 君   | 大 滝 国 吉 君 | 山 田 勉 君   |
- 8 地方自治法第105条による出席者  
議 長 三 田 敏 秋 君
- 9 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 10 説明のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 副 市 長       | 忠 聡 君     |
| 総 務 課 長     | 東海林 豊 君   |
| 同 課 参 事     | 小 川 智 也 君 |
| 同課人事管理室長    | 大 滝 誓 生 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 大 滝 敏 文 君 |
| 同課企画政策室長    | 田 中 和 仁 君 |
| 同課契約検査室長    | 立 花 強 君   |
| 同課財務管理室長    | 榎 本 治 生 君 |
| 自 治 振 興 課 長 | 板 垣 敏 幸 君 |
| 同課自治振興室長    | 佐 藤 克 也 君 |
| 同課公共交通係長    | 天 井 啓 喜 君 |
| 会計管理者会計課長   | 菅 原 明 君   |
| 消 防 課 長     | 佐 藤 正 弥 君 |

消防本部消防署長	田 中 一 栄 君
消防本部総務課長	小 林 精 司 君
選管・監査事務局長	木 村 俊 彦 君
監査委員事務局次長	東海林 肇 君
荒 川 支 所 長	平 田 智恵子 君
神 林 支 所 長	加 藤 誠 一 君
朝 日 支 所 長	岩 沢 深 雪 君
山 北 支 所 長	斎 藤 一 浩 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
学 校 教 育 課 長	渡 辺 律 子 君
同 課 参 事	今 井 雅 仁 君
同課教育総務室長	船 山 幸 文 君
生 涯 学 習 課 長	大 滝 寿 君
同課社会教育推進室長	太 田 秀 哉 君
同課スポーツ推進室長	倉 松 淳 志 君

11 議会事務局職員

局 長	長谷部 俊 一
次 長	内 山 治 夫

(午前 9時59分)

委員長（小杉武仁君）開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第3号について請願者の意見を聞くこととしたので、請願の審査後に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長（小杉武仁君）請願者代理人（新潟県教職員組合村上市岩船郡支部書記長 加藤 僚君）を入室させる。

**日程第1** 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題とし、紹介議員（川村敏晴君）から補足説明を受けた後、請願者代理人（新潟県教職員組合村上市岩船郡支部書記長 加藤 僚君）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

（補足説明）

川村 敏晴 おはようございます。ご苦労さまです。それでは、紹介議員から一言お願いの説明をさせていただきたいと思う。この請願に関しては、長年毎年提出されてきているものである、多くの皆様はご承知と思う。本日は請願者からも直接おいでいただいて、詳しくご説明とお願いのお話があるので、私からは1点だけ、本会議でも申し上げたように、現在のコロナウイルス感染を拡大している中において、日本の教育界の中でも児童生徒たちの全てがコロナの脅威で困惑している、そんな苛酷な

教育現場の中で児童生徒たちに一生懸命勉学の指導、そしてまた児童生徒たちのコロナ感染の心配に対する心のケア等一生懸命に取り組んでくださっている教員の皆様に本当に敬意を表させていただきたいと思うが、そんな中でやはり私的には速やかに請願の趣旨である30人以下学級の実現と教育費の国庫負担金の2分の1復元、この早期実現のために村上市議会としても政府に強く働きをかけていただきたいというようなことであると思っているので、どうか総務文教常任委員会の皆様にも何とぞご理解賜りますようお願いを申し上げて、私の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長（小杉武仁君）暫時休憩を宣する。

（午前10時04分）

---

委員長（小杉武仁君）再開を宣する。

（午前10時22分）

（審査）

小杉委員長　これから自由討議を行う。自由討議はないか。

【自由討議】

（「なし」と呼ぶ者あり）

【討論】

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で審査を終結し、自由討議求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第3号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

委員長（小杉武仁君）暫時休憩を宣する。

（午前10時22分）

---

委員長（小杉武仁君）再開を宣する。

（午前10時28分）

---

**日程第2** 議第47号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長　おはようございます。議第47号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本案については、昨年度末に策定いたしました村上市職員の定員適正化計画に基づいて、福祉分野に専門で従事する資格職を令和4年度から計画的に採用するというところで、このたび職員の給与条例の級別職務分類表に新たに社会福祉主事と社会福祉士を加えるという改正である。以上である。

(質 疑)

- 本間 善和 課長、ちょっと教えてください。社会福祉主事と社会福祉士という格好で2つこれ新しい項目で出てくるという格好だが、主な2つの職種の仕事内容というのは素人から説明聞くとどういふふうな格好で、ご答弁お願いします。
- 総務 課長 現在でも社会福祉主事という形で資格持っている職員もいる。必要な資格職として、例えば介護だったり福祉分野でそれを配置しなければならないという部門があるけれども、そこを明確にしていくということもあって、今回社会福祉士という形で補充しようということであるし、社会福祉主事についてはどちらかというと生活保護のケースワーカー、こちらは今の一般職の中で異動を回しているけれども、そこをこれから専門職化していきたいというのはちょっと特殊な業務がものだから、そちらのほうにそういう職を置きたいということで、今回2つの職を分けたという形である。
- 本間 善和 この2つの、そうすれば職員さんというのは、何か資格を持たなければならないということもあるか。例えばこの方を募集するよといった場合、異動する場合とか、この資格がなければこの職種につけないというような資格というのはどうなっているのだろうか。
- 総務 課長 先ほど申し上げたけれども、社会福祉士というのは資格であるので、その資格の職を置かなければならないというのが、ちょっと私も全部把握していないけれども、介護の例えば包括支援センターとか、そういうところには社会福祉士だけではないけれども、主任ケアマネジャーとか何種かあるけれども、そういう職を置かなければならないところがある。今でも一般職として採用されたのだけれども、そういう資格を持っている職員がいるので、そういう職員を今でも配置は実際しているけれども、そういう形になるし、社会福祉主事については資格を資格試験を受けて得るような、例えば保育士とか保健師とかというのは国家資格で試験を受けて資格を取る、そういう職ではないのだけれども、一定の条件を満たすとその資格を得ることができるという、そんな職である。
- 本間 善和 そうすると、ちょっと関連だけれども、主事のほうは資格は特になしという格好になるわけだね。
- 総務 課長 資格なしというか、資格試験を受けて免許をもらうような、そういう資格ではなくて、一定の条件を満たすとその資格をもらえるという、そういう形だ。
- 本間 善和 この2つの新しく設けた職種というのは、給料表の階級からいくと同等階級になるのだろうか。どんな階級に入ってくるのだろうか。
- 総務 課長 採用時に明確にそういう職の方を採用するよということで、給料表で特に今の保育士、保健士と明示されている級別職務分類表に既にあるが、通常の一一般の職員と同じように給料の格付はしている。ただ、採用されたときに保健師であれば保健師、今回は社会福祉主事であれば社会福祉主事ということで最初格付をするが、給料体系としては一般の今の事務職と同じ体系になっている。
- 高田 晃 今と同じ質問だけれども、社会福祉主事の場合になると、社会福祉士、片方は国家試験なのであれだけれども、社会福祉主事の場合は今言ったように大学でそれなりの福祉関係の3教科以上を履修した者がいわゆる社会福祉主事任用、そして福祉事務所に勤務した時点で社会福祉主事になって、主にケースワーカーだということだが、今までというか、これからそういうふうになるのだけれども、大学あるいは短大卒業者の採用のときにその資格要件がいわゆる任用要件があるかどうかという

のも今後調べていくのか。  
総務 課長 今回今年の、今年というか、来年の春に向けての採用の中で、主にそういうケース  
ワーカーの仕事などに従事してもらいますよということで、その資格の要件を満た  
した人ということでの今回は採用をしたいということである。

【自由討議】

(「なし」と呼ぶ者あり)

【討 論】

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第47号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第48号 村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（選管・監査事務局長 木村俊彦君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

選管・監査事務局長 おはようございます。議第48号は、村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定である。行政不服審査法施行令の一部を改正する政令が令和3年2月15日に公布、施行されたことに伴って固定資産評価審査委員会条例における審査の申出についても行政不服審査法を準用していることから、同様に手続について改正するものだ。改正内容といたしては、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出の手続における審査申出書の書類等について、押印の不要を定めるものだ。以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

【自由討議】

(「なし」と呼ぶ者あり)

【討 論】

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第48号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第4** 議第49号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結についてを議題とし、担当課長（消防長 佐藤正弥君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

消 防 長 おはようございます。議第49号は、消防団消防用ポンプ軽積載車7台、小型動力が

ンプ7台を購入するものである。内訳としては、軽積載車のうち1台を神林方面隊松喜和集落に新規配備をいたす。それ以外の車両6台とポンプ7台については、既存のものを更新するものである。以上だ。

(質 疑)

本間 善和

消防長、ちょっとお伺いしたいのだが、消防団の更新という格好でこの表の中におおむね車両20年とかポンプ25年とかという格好で例年こういう規定で計画的に更新しているという格好で進めているわけけれども、この廃棄になった小型ポンプ、どのような扱いをしているか。

消 防 長

車両については、市の車両と一緒に公売という形を取っているし、ポンプは経年劣化ということもあって、ほぼ廃棄という形で業者引取りというのがあるし、ただ最近自主防災組織という組織から譲っていただけないかというような要望もあって、今後検討課題というふうに捉えている。以上だ。

本間 善和

できれば、私よく農家の方がこれから夏場を迎えて水がなくなったとか農水路に上がってこない、はっきり言えば渇水状態になっているというときに非常にこういうポンプというのが役に立って、再利用するという格好で使えるものなのだ。非常に能力もあるものだから、できれば農林水産課のほうと、副市長ここのりで、その辺と連携取って、いきなり廃棄という格好をしないで、使えるものは使っていたきたいと、そういうところ必ず出てくるので、できればそういうところで使う。それから、これは提案、質問でない、漁協さんでもよく網を洗ったり、漁師さんが定置網を洗ったりという格好でこういうポンプを使うので、できればこれも農林水産課のほうで担当しているわけなので、そういうところに声をかけてやるとかという格好の配慮をひとつお願いしたいと思うが、副市長、いかがか。

副 市 長

ご提案であるけれども、農業用水の渇水時期に活用するという方法は考えられる方法の一つではあるけれども、河川の水を使用する場合には水利権の問題もあるので、単純にポンプを使って農地に水を流すということについてはやっぱり慎重な協議も必要だろうというふうに思うので、検討させていただくけれども、そういったある意味での制約もあるということは承知いただきたいというふうに思う。

木村 貞雄

今ほどの件と同様なのだけれども、これから雨季に入って大雨による水害ということも考えられるので、その辺でポンプを利用できないかと思うのだけれども、ぜひその辺検討してみてください。どうだろうか。

総務 課長

どんな形で利用できるのか分からないが、ちょっとご意見としてお伺いして、検討させていただきたいと思う。

渡辺 昌

毎年6月定例会にはこの消防の設備の更新の議案が上がるけれども、ちなみに市全体でこのほか普通軽積載車とかあるけれども、その内訳、どのくらいあるのか今数字出るか。

消 防 長

消防団の数でよろしいだろうか。

渡辺 昌

内訳、軽積載車とか小型動力ポンプの数の内訳をお願いする。

消 防 長

ポンプ車で5台、普通積載車31台、軽積載車94台、消防のポンプ搬送用の軽積載用、軽トラック、これが6台、これが消防団が現在所有している車両である。以上だ。

渡辺 昌

更新はおおむね車両20年、ポンプ25年となっている。これと併せて設備の状況を確認しながら更新しているのだと思うのだけれども、おおよそこの先どこを更新するというのはどのくらい先まで計画というのはあるのだろうか。

消 防 長 一応団の担当としては、現在令和30年度まで予定を上げている。  
渡辺 昌 具体的にどこのものを更新するかということか。  
消 防 長 どこのものというか、例えば集落とか各方面隊等各集落あるので、おおむね更新する基準というのは古い順からという形になっていくが、各方面隊の傷み具合とか、そういったことも考慮するが、基本的には古いものから更新をしていく。以上だ。

【自由討議】

(「なし」と呼ぶ者あり)

【討 論】

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第49号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第5** 議第50号 村上市さんぽく会館改修増築（建築本体）工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 大滝 寿君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

生涯学習課長 おはようございます。よろしくお願ひいたす。議第50号は、村上市さんぽく会館改修増築（建築本体）工事の工事請負契約の締結についてである。地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものである。本案件は、昭和59年に供用開始し、37年の経過により老朽化が進んだ施設について、平成30年1月に策定いたしましたさんぽく会館改修工事基本構想に基づいた整備により、改修工事の基本方針、住民活動、使いやすい空間の創造を実現し、併せて生涯学習拠点としての学習環境の充実を図ることを目的として大規模改修工事及び増築工事を行うものである。工事概要は資料のとおり令和3年4月21日の閉会中事務調査時にも現地でご説明させていただいた内容で、工期を令和4年の3月21日までとして施行させていただく。入札に当っては、5月11日に一般競争入札を施行し、同日カエツハウス・富樫特定企業体と2億7,940万円で仮契約を締結したものである。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

本間 善和 課長、ちょっと二、三お聞きしたいと思う。まず、先般うちの委員会で事務調査という格好で、閉会中の事務調査ということで現場見せていただき、ありがとうございました。その中で、私非常にいいことやっているなと思って聞いたのだが、複層のエコガラスという格好で、今の村上市のこの間声明出した、最も取り組んでいるなという格好で私非常にいいことをやっているなと感じたのだが、その説明の中で今回消費電力、LEDを使ったりエコガラスを使ったりという格好でかなり消費電力を削減しようという格好で、たしか20%の削減を今計画では考えているという格好だったので、幾らが幾らという格好での数字を教えてください。これで20%なのだよという、この施設の消費電力年間幾らかかることを20%削減したので幾らになったという数値を、20%の根拠を教えてください。という格好で、

- 小杉委員長 積算根拠ということですね。
- 生涯学習課長 具体的な金額というのが出されていないのだけれども、使用する器具等で器具の性能というか、それで割り出した数字が20%だったということで説明させていただいた。手持ちに実際にたしか金額的な部分というのがちょっと今ないのだけれども、現状の使用率をそのまま20%にかぶせたときのというような話でたしかさせていただいたかと思う。大変申し訳ないが。
- 本間 善和 手元になれば参考でもよろしいので、後でも結構だが、私非常に気にしているのが複層エコガラス、これを通常であれば複層のエコガラスを入れなくてやっただ。だけれども、今回はそういう消費電力を削減する、はっきり言えば複層エコガラスが電力を削減するわけではなく、エアコンが、はっきり言えば暖房が少なくて済む、また冷房が少なくて済むという格好の捉え方だと思うのだけれども、その辺のところだけでも分かれば後ほど調べて、教えていただきたいと思う。ひとつお願いしたいと思う。
- 生涯学習課長 了解した。後でお示しさせていただく。
- 本間 善和 続いていいか。私この設計書というのだから、今回の建築工事、図面だけについているわけだけれども、たしかこのほかに電気設備工事、議案にはのらない金額なので、それは結構なのだけれども、電気設備工事、機械設備工事という格好で2本発注されていると思う。たしか現場のほうを視察させてもらったとき、表の駐車場、今砕石等になっているわけだけれども、かなりの面積でアスファルト舗装をするのだというお話で、非常にいいことだなと思ったのだけれども、そのアスファルト舗装の工事というのはどの工事に入っているのだろうか。
- 生涯学習課長 建築工事の中で見ている。
- 本間 善和 確認だけれども、今回の建築工事に含まれているということでもよろしいのだと思うのだけれども、それにしてもこのところにもアスファルト、図面の中にも出てこないで、その辺のところを数値出せというわけではないけれども、説明する資料としては建物だけやっているよということなので、外構、この部分も斜線で例えばアスファルト舗装するのだよという格好で工事の箇所はやはり参考資料としては明記すべきだと思うが、いかがか。
- 生涯学習課長 大変申し訳なかった。一応建築工事の中で、せんだっての調査時に説明させていただいたような内容で組み込まれている。資料のほうについては大変申し訳なかった。
- 高田 晃 私もこの総務文教の委員会閉会中の事務調査で詳細説明を受けた。建設からかなりの老朽化しているということで、地域の皆さんの意見を取り入れながら設計したということで、非常にいい方法でやったと思うが、こういう建物は何でもそうだけれども、建ててからどういうふうに活用するかという部分が一番大事だと思う。特にこのさんぼく会館は指定避難所にもなっていると思うが、将来的に今直営だけれども、指定管理にする計画はないか。
- 生涯学習課長 指定管理の件については構想がないわけではないが、公民館の事業等々のいろいろな形で含めた中で考えていきたいというふうに考えている。
- 高田 晃 ぜひその辺も検討してほしいなど、ある程度投資的効果みたいなのが教育とか社会教育にも当てはまるかどうかは疑問なところはあるのだが、いずれにしてもやはり予算をこれだけかけているので、できた暁には隣に体育館があったり、あるいは上のほうにはスポーツ施設があったりということでもいろいろ連携しながら、相乗効果を上げるにはいい環境にあるのかなと思うので、ぜひ地域の皆さんにいっぱい使っ

ていただけるような運営をしていただきたいと、要望だ。

小杉委員長 答弁よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

渡辺 昌 閉会中事務調査で建物の内部詳細に説明していただいたし、建設に当たっても健診のセンターとしての役割もあったというふうな説明を受けた。それで、山北地区の住民にとっては大事な施設であるというのは十分理解したのだけれども、さんぽく会館の議案なのに、ちょっと何だったか、勝木にあるの・・・

(「ゆり花会館」と呼ぶ者あり)

渡辺 昌 ゆり花会館、割と勉強不足で申し訳ないけれども、自分の感覚だとかなりさんぽく会館とゆり花会館の建物の性質というか、目的って似ているのかなと思っていた。また、距離的にも勝木と府屋ではかなり近い距離に似たような施設があるのかなという、詳細についてはまだ理解していないけれども、そういう感覚持っていたのだけれども、改めてゆり花会館とさんぽく会館の果たす役割、地域的なものを含めて説明をお願いいたす。

生涯学習課長 勝木のゆり花会館については、建設当時その前にはやはりあそこに公民館的な部分があったりしたのだが、温泉が出たことによって温泉を使った福祉ゾーンとして勝木の位置をゾーンづけした中で福祉的な役割をメインとした会館とするというようなことでたしか建設されたと思う。また、さんぽく会館については、今ほど高田委員のほうでもあったけれども、公民館的な要素も含めながら、いろんな形で住民の方が利用できるような施設としてやっていたと、使っていたというような施設になる。そこに今の改修によって合併当時生涯学習センターの機能を本来であれば今の山北、ふれあいセンターのところでどうだというような話があったけれども、耐震の絡みがあってその部分は逆にさんぽく会館を改修することによって、そこに併合せせようというような意見の中でいろんな形での広い意味での利用価値を広げた形で使っていただきたいということで今の改修と増築に当たっているわけだ。福祉的な要素を中心にしたのが勝木のゆり花会館というようなことでご理解いただければいいかなというふうには思う。

#### 【自由討議】

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 【討 論】

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第50号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長(小杉武仁君)閉会を宣する。

(午前10時57分)